

お知らせ

固定資産税の

納税通知書を発送します

平成30年度の固定資産税1年分(第1～4期分)の納付書を5月中旬に発送します。第2期以降分の納付書は大切に保管し、各納期限までに納付してください。なお、一括して納付する場合は、第1期から第4期分の納付書4枚を提出してください。第1期分の納期限は5月31日(休)です。

国税務課資産税係

☎0206 (市役所1階)

洪水情報を

緊急速報メールで配信!

5月1日(火)から国が管理する筑後川で、氾濫の危険が高まった時、緊急速報メールが自動で発信されます。メールを受信したら「スマホ版川の防災情報」で雨の降り方や筑後川の現在の水位を確認しましょう。 ※詳細は国土交通省筑後川河川事務所に お問い合わせください。

※左記二次元コードから確認できます。



☎国土交通省筑後川河川事務所

☎0942・333・9131

☎防災・危機管理課防災・危機管理係

☎08363 (市役所4階)

健康・福祉

国民年金保険料免除等の

申請について

国民年金保険料の納め忘れの状態でも万一、障がいや死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族年金を受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請することができます。平成30年度分(平成30年7月～平成31年6月分)の免除等の受付については平成30年7月1日から開始されます。

☎日本年金機構日田年金事務所

☎06174

☎健康保険課国保・年金係

☎08271 (市役所1階)

5月は特別障害者手当・

障害児福祉手当の支給月

2月から4月までの特別障害者手当・障害児福祉手当を5月10日(木)に振り込みますのでご確認ください。 ※次のような場合は手当が支給できなくなりまますので、下記に必ず届け出てください。

- ・受給者が死亡又は市外に転出した。
・病院等(診療所及び介護老人保健施設を含む)に3か月以上継続して入院した。

マイナンバーカード

休日に受け取りできます

■とき 5月27日(日)
午前8時30分～午後5時
■ところ 市役所1階 市民課
※北側玄関をご利用ください。
※詳細は左記にお問い合わせください。

☎市民課窓口サービス係

☎08204 (市役所1階)

新婚さんの新生活を応援します!

結婚新生活応援事業補助金

新婚世帯の新居の住居費や引っ越し費用の一部を補助します。

■主な条件

- ・平成30年1月1日から平成31年2月28日に婚姻届を提出し受理されていること
・夫婦の所得を合算した金額が340万円未満であること(貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額)
・夫婦ともに住民票が市内の新居にあること
・婚姻日の年齢が夫婦ともに34歳以下であること
※この他にも条件があります。詳細は下記にお問い合わせください。

■補助対象費用

結婚に伴う新規の住居費及び引っ越し費用
【住居費】
住宅取得費用、賃貸費用、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

・福祉施設(介護老人福祉施設や障がい者支援施設など)に入所した。
☎社会福祉課障害福祉係
☎08290 (市役所1階)

在宅重度障がい者

住宅改造資金の助成

障がいの内容に応じた住宅の改造資金を助成します。

- 対象 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者で、本人が属する世帯の生計中心者(対象となる障がい者の生計を實質的に支える者)の前年の所得金額が200万円未満の場合
■助成額
補助基準額(上限60万円)の3分の2以内(40万円以内)
■申込期限 5月31日(木)
※詳細は事前にお問い合わせください。

☎社会福祉課障害福祉係

☎08290 (市役所1階)

在宅介護者の集い

在宅で認知症者を介護している人を対象に、認知症に関する情報提供や意見交換などを行います。

- とき 5月10日(木) 午後1時～3時
■ところ 市役所6階 601会議室
※左記に電話でお申し込みください。

■申込期限 5月9日(水)

☎長寿福祉課長寿福祉係

☎08299 (市役所1階)

【引っ越し費用】

引っ越し業者や運送業者に支払った実費
※平成30年1月1日から平成31年2月28日の間に支払った費用が対象。

■補助額 上限30万円



☎ひた暮らし推進室移住促進係

☎08383 (市役所6階)

三世帯同居世帯リフォーム支援事業

三世帯同居世帯のリフォーム補助の受付を開始します。

■世帯要件

18歳未満の子供を含む三世帯以上で構成される世帯
■工事要件
玄関、トイレ、浴室、キッチンの部位のうち一位以上を増設(増築)し、増設後に二位以上が複数となる工事

■補助額

補助対象経費の2分の1以内(上限75万円)
※昭和56年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅については、リフォーム完了後までに耐震性の確保が必要です。(耐震改修補助事業との併用もできます)

☎昭和56年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅については、リフォーム完了後までに耐震性の確保が必要です。(耐震改修補助事業との併用もできます)

のびのび発達相談

就学前の乳幼児を対象に、作業療法士、言語聴覚士、保育士等が無料で相談に応じます。

- とき 5月24日(木)
午前9時30分～ ウェルピア

■内容

・「動きが激しい」、「こだわりが強い」、「友達とつまく遊べない」など発達や子供への関わり方に関する相談
・聞こえや言葉に関する相談
・声の掛け方や遊び方など子育てに関する相談
※事前に電話でお申し込みが必要です。申込多数の場合、次回の相談会を案内する場合があります。

■申込期限 5月14日(月)

☎健康保険課健康支援係

☎03000 (ウェルピア内)

たまご学級参加者募集

妊娠中の不安を解消し、健康に過ごして安心して赤ちゃんを生み育てるための、出産準備・育児教室を開催します。

①とき 6月1日(金)

内容 妊娠中の歯科と栄養について

②とき 6月8日(金)

内容 赤ちゃんのお風呂の入れ方、お父さんの妊婦体験

③とき 6月15日(金)

内容 助産師からのお話、産後のサポート

※時間は、①・③は午後7時～8時30分

■申込期限 12月21日(金)
※詳細は左記にお問い合わせください。

☎建築住宅課指導審査係

☎08226 (市役所5階)

住宅の耐震診断・

耐震改修補助

住宅の耐震診断及び耐震改修補助の受付を開始します。対象となる建物は、昭和56年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅(店舗部分が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む)です。今年度から補助額を増額しました。自宅の耐震性だけでも確認してみませんか。

■補助額

■耐震診断

(限度額 建物区分に応じて7万5千円～11万円)
※建物区分についてはお問い合わせください。

■耐震改修

補助対象費用の3分の2 (限度額 80万円)
・部分耐震改修
補助対象費用の3分の2 (限度額 60万円・30万円)
※改修方法によって限度額が異なります。

■申込期限 12月21日(金)

※詳細は左記にお問い合わせください。

☎建築住宅課指導審査係

☎08226 (市役所5階)



分。②は午後7時～9時。

(受付はいつでも午後6時30分から)

■ところ ウェルピア

■募集数 20組程度

※左記に電話でお申し込みください。

※電子申請有り。

■参加料 無料

■申込期限 5月31日(木)



☎健康保険課健康支援係

☎03000 (ウェルピア内)

介護職員初任者研修

受講者募集

■とき 6月1日(金)～8月31日(金)

(原則毎週月・水・金曜日の全38回 午後5時30分又は6時30分から)
■ところ 特別養護老人ホーム日田園(石井町一丁目) 他

■対象 資格取得を希望する人

■募集数 15人

■受講料

6万6069円(テキスト代込み)

※申込書は日田園に備え付けています。

※詳細は日田園にお問い合わせください。

☎日田園介護職員初任者研修事業係

☎030335

☎長寿福祉課介護保険係

☎08264 (市役所1階)